（水密隔壁の構造）

第六十九条　（略）

2　隔壁であつて、損傷時の復原性の計算において仮定される、船舶が残存する状態で没水するものは、前項に定めるところによるほか、当該状態における最大の水高圧力に耐えることができるものでなければならない。

3　（略）

第百二条の三　前条の規定にかかわらず、次に掲げる船舶にあつては、第三章の規定は、適用しない。

一・二　（略）

2　前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあつては、第二章、第四章、第百二条の十三から第百二条の七まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあつては、第二章、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第四章、第百二条の十三から第百二条の十三の七まで、第百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

（船首隔壁等）

第百二条の四　第二十八条の規定は、貨物船の船首隔壁等について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

2　バウ・ドアを有する貨物船であつて前項で準用する第二十八条第三項の規定により設ける隔壁の全部又は一部が荷積ランプにより形成されるものについては、同項の規定にかかわらず、乾舷甲板の上方二・三メートルの箇所より上方の部分は、同条第一項の船首隔壁を設けなければならない箇所の範囲より前方に設けることができる。

（機関室隔壁）

第百二条の五　第三十七条の規定は、貨物船に設ける機関室隔壁について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（船尾隔壁）

第百二条の五の二　第三十八条の規定は、貨物船に設ける船尾隔壁について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

（区画指数）

第百二条の七　貨物船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一　第二項で準用する第四十条第四項の到達区画指数が、区画についての船の長さ又は船の長さに応じ、次の算式で定める値以上であること。

イ　区画についての船の長さが一〇〇メートルを超える場合

$$R = 1 - \frac{128}{Ls + 152}$$

この場合において、

Rは、要求区画指数

（水密隔壁の構造）

第六十九条　（略）

2　隔壁であつて、損傷時の復原性の計算において仮定される、船舶が残存する状態で没水するものは、前項に定めるところによるほか、当該状態における水高圧力に耐えることができるものでなければならない。

3　（略）

第百二条の三　前条の規定にかかわらず、次に掲げる船舶にあつては、第百二条の四で準用する第二十八条第二項及び第三章の規定は、適用しない。

一・二　（略）

2　前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあつては、第百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第百二条の四第二項、第百二条の五、第百二条の六、第百二条の十の二及び第百二条の十三から第百二条の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

3　第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあつては、第百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第百二条の四第二項、第百二条の五、第百二条の六、第百二条の七の二から第百二条の九の二まで、第百二条の十の二及び第百二条の十三から第百二条の十三の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

（船首隔壁等）

第百二条の四　第二十八条の規定は、貨物船の船首隔壁等について準用する。

2　バウ・ドアを有する貨物船であつて前項で準用する第二十八条第三項の規定により設ける隔壁の全部又は一部が荷積ランプにより形成されるものについては、同項の規定にかかわらず、隔壁甲板の上方二・三メートルの箇所より上方の部分は、同条第一項の船首隔壁を設けなければならない箇所の範囲より前方に設けることができる。

（機関室隔壁）

第百二条の五　第三十七条の規定は、貨物船に設ける機関室隔壁について準用する。

（新設）

（区画指数）

第百二条の七　貨物船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一　第二項で準用する第四十条第四項の到達区画指数が、区画についての船の長さに応じ、次の算式で定める値以上であること。

イ　区画についての船の長さが一〇〇メートルを超える場合

$$1 - \frac{128}{Ls + 152}$$